



交通事故には十分に注意してください!!



車による事故が多発しています。運転中は携帯電話は触らない。飲んだら運転しない。脇見・居眠りなど十分に注意して、疲れたら休憩を取るなど安全運転で日頃の通勤等を行なってください。

追突事故を防ぐために・・・

あなたの普段の車間距離はどのくらいですか？

A. 前の車のタイヤが見えない。

B. 前の車のタイヤ全体が見える。



a. 車間距離はほとんどありません。



b. 車約1台分の車間距離があります。



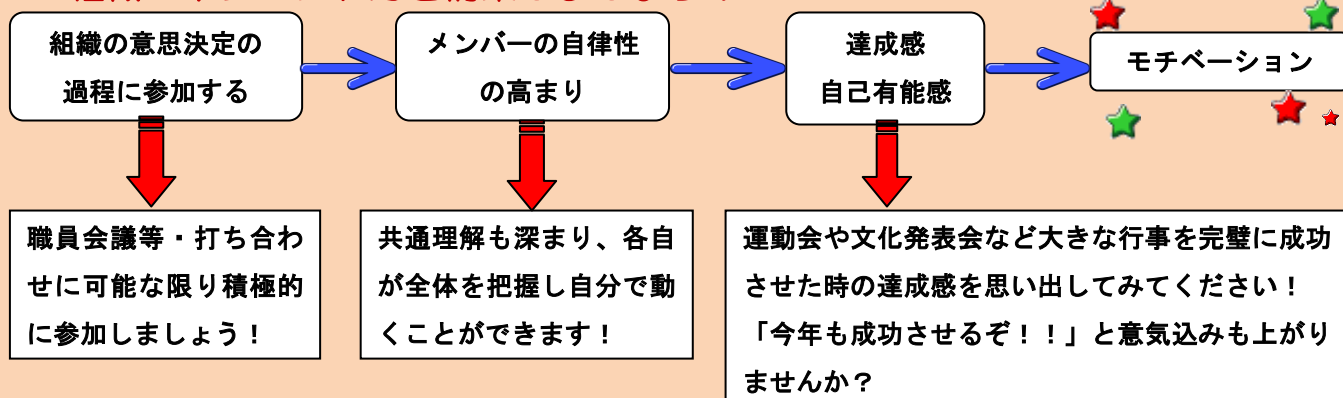
『組織マネジメント』

校長の決定意思が理解できれば、自分の仕事の分担が見えてくる!

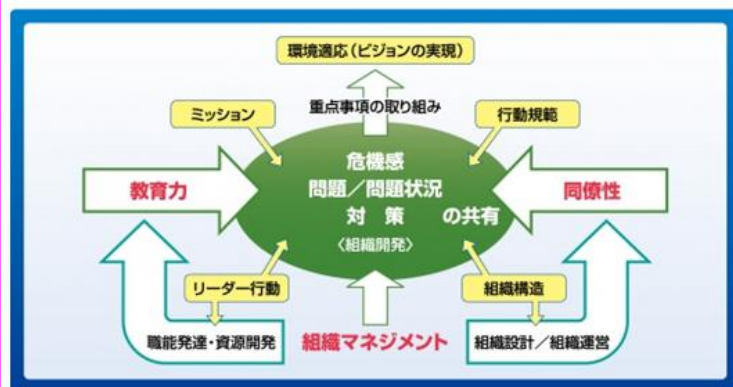
学校で基幹職員として存在している皆さんは、その学校の組織構成員です。

自分の仕事の役割が理解できれば、先を見通した業務を行うことができる!

組織マネジメント力を構築しましょう!



学校組織マネジメントの展開図



出典：文部科学省「学校組織マネジメント研修テキスト—これからの校長・教頭等のために—」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/025/houkoku/04051201.pdf

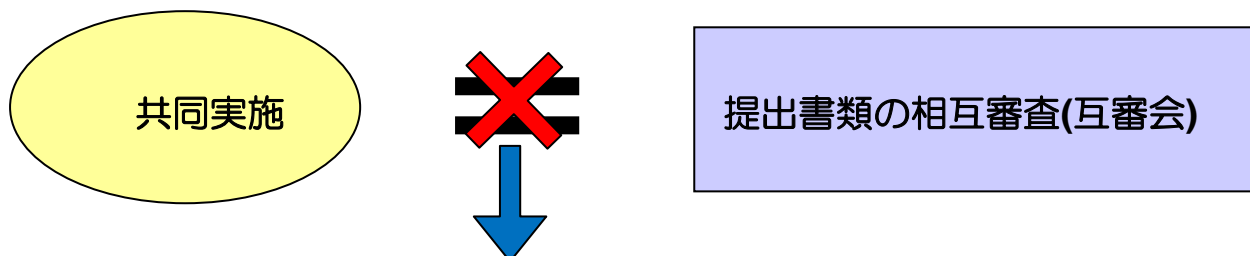


★今月のテーマ★「共同実施を知る」

共同実施は共同事務作業ではない！

共同実施は、事務活動だけでは完結しません。

互審会や作業事務的な要素だけでなく、判断事務的な仕事をより増やしていかなければ、学校事務のレゾンデートル（存在理由・存在価値）はありません。そこに教育活動や学校管理等の機能に作用できる責任と権限を共同実施の中に持っていなければ本格的な共同実施とはいえないのです。



これでは、学校事務の集合体としてしか受け取られかねません。それでは、共同実施に「責任と権限」が付与されることはありません。「責任と権限」のない共同実施は、共同事務作業で終わることになります。提出書類の間違いは少なくなるかもしれませんが、そのように矮小化された共同実施では、学校事務の発展は望めません。

共同実施は、学校事務の長年の懸案であった「責任と権限」と「キャリア形成」を伴って組織化された行政組織なのです。

学校運営支援室長に共同実施の「責任と権限」を集中し、支援室内でその権限等を職階によって分任することが、組織化された共同実施のあり方です。言うまでもありませんが、このように責任のある学校運営支援室長や当日の主催者が「輪番制」などということは、ありえません。事務研究会の役員がこのようにして選ばれるところがあるかもしれませんが、学校運営支援室長は任命権者による任命です。この行政組織論を理解したうえで共同実施を組み立てないと学校事務の近代化はありません。

佐賀県では、旅費予算等執行管理業務のため支援室長(事務長)に「県費の旅費事務システム使用権限付与」がなされました。これで支援室内の適切な旅費調整業務ができるようになります。

佐賀市では、市費予算の執行管理・進捗管理業務のために支援室長(事務長)PCですべての学校の予算を見ることができるようになっています。これにより事務長が各学校を指導します。

このようなことが、共同実施(事務長が代表者である)に付与された「責任と権限」なのです。